平成２１年（フ）第１０８３６号
東京都足立区辰沼２丁目２－９－101
債務者　井田　直広
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８３８号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目12－36－Ｄ－202
債務者　徳田　時枝
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８４０号
千葉県船橋市海神５丁目13－２
債務者　富樫　実存
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８４２号
東京都港区海岸１－１－１－1104、住民票上の住所神奈川県横浜市中区弥生町４丁目39－２－303
債務者　坂本　絵里
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８５１号
埼玉県さいたま市北区東大成町２丁目21－23－Ｂ－106
債務者　籠宮　久子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８５２号
栃木県下都賀郡都賀町大字合戦場259－Ⅱ－203
債務者　石原　恵子（旧姓毛塚）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８５３号
埼玉県深谷市西大沼299－５
債務者　栗原　則幸
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８５５号
東京都府中市宮西町３丁目６－10－301
債務者　道面　恭子（旧姓田渕）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８５６号
埼玉県越谷市神明町２丁目96－33
債務者　島田　裕太（旧姓宇田川）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８６３号
埼玉県深谷市上野台2996－１　永野ハウス２号
債務者　齊藤　　孝
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８６５号
東京都八王子市大横町８－３－202
債務者　天野　和子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８６９号
千葉県千葉市若葉区原町923－１－Ａ－203
債務者　二宮　　進
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８７３号
東京都中野区中野５丁目18－６
債務者　佐藤　　環
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３号
長野県小諸市市町１丁目４番16号　タウンハイツ花田106、前住所長野県小諸市丙646番地27
債務者　直井　浩一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月19日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３７６号
岡山市北区白石西新町10番地115　ファミリータウン２号
債務者　稲井　悦子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部